

●土地区画整理事業の施行者●

個人	○土地所有者または借地権者が、その土地について一人で、または数人共同して行います。 (全員の同意が必要)
組合	○土地所有者または借地権者が7名以上で共同して土地区画整理組合を設立して行います。 (住民参加型)
地方公共団体	○都道府県知事，市町村長が行います。 (行政上の必要性が高い場合)
行政庁	○国土交通大臣，都道府県知事，市町村長が行います。 (災害復興等を目的とする場合)
都市再生機構 公団・公社	○都市再生機構，地域振興整備公団，地方住宅供給公社が行います。